

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	保険証
分科会	2	国保・国民年金分科会	調整項目	1	保険証の交付方法

中条町担当	町民福祉課	国保年金係	担当者名	吉田純子
黒川村担当	住民課	国民健康保険係	担当者名	高橋英子

現況		調整方針	備考																														
記載事項	中条町	黒川村																															
被保険者証	世帯ごとに交付（平成16年9月よりカード化予定）	一人一枚のカード化様式で世帯に交付	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																														
有効期限	1年間 9月1日～翌年8月31日	1年間 9月1日～翌年8月31日																															
更新日	9月1日	9月1日																															
交付方法	更新分は、8月下旬に普通郵便で交付 資格異動等は、窓口で異動届を記入してもらい、国保証と納付書を即日交付。その際、必ず離職票添付 マル学、マル遠、再交付は、申請により交付。ただし、マル学は学生証の写し添付。再交付は、申請者の本人確認（免許証等） マル退は、資格異動時に確認。年金証書により実期間を確認。その他は、国保連合会からの勤奨対象者一覧表をもとに職権で処理	更新分は、8月下旬に普通郵便で交付 滞納世帯は、納税相談後に窓口交付 資格異動等は、窓口で異動届を記入してもらい、保険証は普通郵便で世帯に交付。健康保険資格等取得（喪失）連絡票で日付を確認し添付 マル学は、申請により交付。在学証明書又は学生証の写しを添付 再交付は、申請により交付。ただし、窓口交付の場合は免許証等で本人確認 マル退は、資格異動時に確認。国保連合会からの勤奨対象者一覧表をもとに資格異動届の周知。申請の際は年金証書により実期間を確認																															
関係法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td>755</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>250</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,005</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町	755				黒川村	250				計	1,005				備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																													
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																														
中条町	755																																
黒川村	250																																
計	1,005																																
備考 平成15年度当初予算ベース																																	